

直方市の有料広告

直方市公共物への有料広告のご案内

2024.9.1～



※イメージ

直方市では、市報のおがたをはじめ、市ホームページや公用車などへの有料広告掲載に取り組んでいます。

これらの内容についてご紹介します。

(市報のおがた平成27年1月1日号に掲載の有料広告)

市報のおがたへの有料広告について

.....2-3

その他直方市の有料広告について

.....4

市報のおがたへの有料広告掲載について

■市報のおがたの基礎情報

1.毎月1回、年12回発行しています。

毎月1日号を発行しています。

2.発行部数は16,200部/号

3.配布は、自治会等を通じて戸別配布

①自治会等の市報配布グループにより配布。

②その他、市庁舎など市の各公共施設やイオンモール直方、カインズ、ナフコ、市内の全郵便局、協力していただいているスーパーやコンビニエンスストアに置いています。

4.配布時期

発行日(その日が土、日曜、祝日であればその前日)から3営業日以内に、各グループの代表者への配達、または、各市報配布場所に備え付けて配布開始。

■広告の規格と掲載料

1.広告の規格と掲載料

広告の規格	サイズと色	1号あたり 枠数	1号当たり 料金	年間契時の割引後 の1号当たり料金
全一段	フルカラー 左右173mm×天地48mm ※1	全3件 (半一段と共有)	50,000円	40,000円
半一段	フルカラー 左右85mm×天地48mm ※1	全6件 (全一段と共有)	30,000円	24,000円

※1 ページ番号や市報の情報枠等を除いた面積です。

2.広告の割引制度

長期割引制度(最大20%OFF)もごございます。

連続広告掲載期間	2号連続以上 6号連続未満	6号連続以上 12号連続未満	12号連続以上
割引率	5%	10%	20%

※2 広告料金の割引は、割引条件を満たしたとき(市が広告料を実際に受領するとき)に減額します。

例) 半一段を2号連続で掲載する場合 ⇒ 毎月の分納を市に認められれば、毎月2万8500円ずつ支払うのではなく、最初の月に3万円支払い、次月に2万7000円の支払いを行うことになります。

■ 広告掲載に関する規則など

市報のおがたのほか、市の広告掲載は、以下の要綱などに基づいて行っています。
お申し込みの際には、必ず確認の上、申し込んでください。

- 直方市有料広告掲載に関する要綱(平成19年直方市告示 第16号)
- 市報のおがた「有料広告掲載募集要領」
- 広告掲載申込書(様式第1号)

■ 提出していただくもの

1. 申込書

要綱で定める広告掲載申込書(様式第1号)です。

2. 広告図案と電子データ

掲載用の図案を印刷したものと、データをCD-R等の磁気媒体に書き込んだものを提出してください。電子メールによる提出も可能です。ファイルの種別は、アウトライン化したAdobe社のイラストレーター形式または、eps形式やPDF形式などインデザインCCで読み込み可能な画像形式で提出してください。

なお、提出された図案は掲載の可否に関わらず返却しません。

3. その他

市が別途指示するもの。

■ 申し込みに係る経費について

申し込みに係る一切の経費については、掲載の可否にかかわらず申込者の負担とします。掲載ができなかった場合も同様です。

■ 提出期限

掲載する号の発行日2ヵ月前

■ 申し込みおよびお問い合わせ先

直方市有料広告掲載申込書に必要事項を記入の上、広告図案等を添付して総合政策部秘書広報課秘書広報係へ申し込みください。電子申請でも承っています。

〒822-8501 福岡県直方市殿町7番1号

直方市 総合政策部 秘書広報課 秘書広報係(市庁舎3階32番窓口)

TEL 0949-25-2236 FAX 0949-22-5107

E-Mail n-koho@city.nogata.lg.jp

■ 掲載の可否決定

1. 締め切り後、広告内容について直方市有料広告審査委員会にて審査し、掲載の可否を決定します。
2. 「直方市有料広告掲載決定通知書」により掲載の可否を通知します。

■ 広告料の納入方法

掲載が決定された「直方市有料広告掲載決定通知書」に同封する「納付書」または「請求書」により、市が指示する日までに広告掲載料を納入していただきます。

※指示する日までに納入がない場合、納入があるまで広告を差し止めることがあります。

その他の有料広告掲載対象手段について

■市公式ホームページ

市の公式ホームページのトップページにバナー広告を掲載し、掲載希望者のホームページへのリンクを貼ります。

広告料 1 枠 ￥5,000円/月

申込先・担当課 総合政策部秘書広報課(秘書広報係) TEL 0949-25-2236

■市公用車

市の公用車を対象に、屋外広告物のひとつとして有料広告掲載を受け付けています。

掲載対象車両の概要 市の一般事務として使用する公用車のうち、24台の側面や背面など

広告料 1 平方センチメートルあたり2円/月(50cm×50cmのサイズで、5000円/月)

その他 県が所管する屋外広告物の許可を得る必要があります。(窓口は市の都市計画課)

申込先・担当課 総合政策部財政課(公用車管理係) TEL 0949-25-2080



■市公用封筒

市が使用する封筒(角2封筒、長封筒や、窓開き封筒)について、広告代理店により封筒の無償提供を受けています。

公用封筒の概要 《封筒種別と主な用途》

- 角2封筒…市報配送、郵便等での封入送付、配布資料封入など
- 長封筒…郵便等での封入送付
- 小封筒…窓口で発行する各種証明書などの封入など

申込先 広告代理店への申し込みとなりますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

担当課 総合政策部財政課(契約係) TEL 0949-25-2233
市民部市民・人権同和対策課(市民年金係) TEL 0949-25-2110

